



12285

日本輸出入者標準コード新規登録申込書 (個人事業者用)

〒104-0032
東京都中央区八丁堀二丁目 29 番 11 号
キューアス八丁堀 第二ビル
(JASTPRO、ジャストプロ)
一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会
コード管理センター 御中

申込者住所 (住民票住所)

申込者氏名

申込年月日 (西暦) 年 月 日

印

日本輸出入者標準コードの 新規登録 を致したく、住民票 及び 手数料 (又は銀行振込明細書のコピー) を添えて下記のとおり申し込みます。
なお、下記 1 の登録内容が「日本輸出入者標準コード表」への掲載等により公開されることについて了承します。

1 新規登録事項

コード番号 (協会記入欄)

名	フリガナ	
	和文 (屋号又は個人名)	
称	英文 (イボイ記載名)	
	フリガナ	
所	和文 (ビル名も記入)	
	〒	TEL
地	FAX	

2 重要事項 CD-ROM 版の「日本輸出入者標準コード表」に掲載を希望しない場合には、□を塗りつぶしてください。

全ての事項を掲載しない 一部の事項を掲載しない [住所 TEL FAX を掲載しない。 ※複数選択可]

3 登録者連絡先 申込時における登録担当者、電話番号は必ず記入してください。

氏名	
TEL	
PCメールアドレス	

4 登録手数料の支払方法 銀行振込等の欄は、該当する項目の□を塗りつぶしてください。

新規登録手数料	¥6,600	振込日 (西暦)	20				年			月		日
銀行振込	<input type="checkbox"/> みずほ 銀行 新橋支店 (普) 1310239	現金	<input type="checkbox"/> 持参									
	<input type="checkbox"/> 三井住友 銀行 日比谷支店 (普) 5187851		<input type="checkbox"/> 現金書留									
	<input type="checkbox"/> 三菱UFJ 銀行 新橋支店 (普) 0406376	郵便為替	<input type="checkbox"/> 小切手 (裏面記載要領参照)									
	<input type="checkbox"/> りそな 銀行 新橋支店 (普) 0899385											

振込先口座名「ジャストプロ」又は「(イチザイ) ニホンボウエキカンケイテツヅキカンイカキョウカイ」
申し訳ございませんが、銀行振込手数料は申込者様にてご負担願います。

5 申込代理者 コード登録申込者以外の方が手続する場合に記入してください。申込者との関係欄は、いずれかの□を塗りつぶしてください。

代理会社所在地		
代理会社名		TEL - -
担当者所属部課		担当者氏名・押印
申込者との関係	<input type="checkbox"/> 通関業者 <input type="checkbox"/> その他	印

標準コード新規登録手続について(個人事業者用)

I 日本輸出入者標準コードについて

日本輸出入者標準コード(以下「標準コード」という。)は、わが国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードです。

標準コードは、日本輸出入者標準コード表として広く公開されており、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)のほか、官民の情報処理システムにおいて活用され、貿易関係手続の簡易化、迅速化に貢献しています。

登録は、任意の申込制であり、1法人又は1個人事業者は一つの標準コードを取得することができます。その登録内容は、法人名又は個人名と所在地(TEL・FAXを含む。)で、随時の変更登録と3年毎の更新登録によりデータが更新されています。

また、日本輸出入者標準コード表は、CD-ROM版として有償頒布されています。なお、個人事業者の場合、申込者がCD-ROM版に登録事項の全部または一部の掲載を希望しない場合には、当該情報は掲載されません。

II 新規登録申込手続(この申込書は、OCR読取用になっていますので、必ず枠内にご記入願います。)

ご記入いただく前に、以下の記載要領及び当協会ホームページをご覧ください、手数料をお支払いのうえ、必要書類を添えて郵送して下さい。

なお、当協会ホームページからも申込手続ができますので、ご利用下さい。

URL : <http://www.jastpro.org/>

○ 記載要領

「申込者氏名」の「印」に、押印(認印可)して下さい。

1 新規登録事項

- ① 「名称」和文は、屋号で取引する方は当該屋号及び個人名を記入して下さい。
- ② 「名称」英文は、契約書やインボイスに記載される英文名を記入して下さい。
- ③ 「所在地」は、原則、住民票記載住所ですが、住民票記載住所と異なる事業所を登録したい場合には、当該事業所の所在地を記入して下さい。
- ④ 登録事項を記入のうえ、住民票の写し(市区町村発行後3ヶ月以内で個人番号(マイナンバー)の記載のないもの、コピー可)を添付してお申込み下さい。
なお、住民票記載住所と異なる事業所を登録したい場合には、住民票の写しの余白に、「登録したい事業所の所在地」を記入のうえ、記名・押印して下さい。
- ⑤ 在日外国人の方が申込者の場合は、在留期間(3年以上必要)が明記してある住民票を添付して下さい。

2 重要事項

の塗りつぶしが無い場合には、掲載を了解されたものといたします。

3 登録者連絡先

「氏名」には、本手続に関する問い合わせに対応できる方をご記入願います。

4 登録手数料の支払方法

- ① 新規登録手数料は6,600円(消費税込)です。
- ② 銀行振込(ATMを含む)の場合には、振込んだ際に受け取った振込明細書のコピーを申込書に添付して下さい。インターネットバンキングの場合には、振込明細書に対応する画面をプリントアウトし申込書に添付して下さい。
- ③ 現金の場合には、持参するか又は現金書留にて郵送して下さい。
- ④ 小切手の場合には、東京、横浜地区で振出されたもの以外は、取立手数料が生じますので加算が必要となります。

5 申込代理者

非居住者が税関事務管理人(関税法第95条参照)を代理人として登録する場合には、「日本輸出入者標準コード新規・変更登録申込書(非居住者用)」でお申込み下さい。

III 注意事項

- 1 当協会にて受理後、不備がなければ、約10日前後に登録者の住所宛に登録通知書(兼領収書)を郵送します。
- 2 「名称」、「所在地」に変更が生じた場合には、変更登録手続をお願いします。
変更登録申込書、その他の様式は、当協会ホームページから印刷できます。
- 3 3年毎に更新登録をお願いしております。
登録更新申込書は更新期限の約3ヶ月前に郵送しており、更新手続が行われないと登録が抹消されますのでご注意願います。
- 4 郵送物が不達とならないように看板の掲出等にご配慮願います。